

## 平成31年度川崎町社会福祉協議会事業計画

川崎町社会福祉協議会における社会福祉事業は、定款第1条に規定する社会福祉を目的とした事業の健全な発達及び地域福祉活動の活性化により、社会福祉の推進を図るため次の事業を行います。

### 1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

平成30年11月に、念願であった新しい川崎町総合福祉センターが完成しましたが、これを機に保健・福祉活動の拠点統合施設としての機能充実を図り、今後さらに地域福祉の推進を目指してまいります。

また、平成31年度からは川崎町からの依頼により川崎町地域包括支援センター業務を受託することとなりましたが、住民のさらなる福祉施策の推進を図るため積極的に取組を進めてまいります。

また、社協理事会、評議員会、老人クラブ連合会、民生委員・児童委員協議会、母子寡婦福祉会、身体障がい福祉会、保護司会、遺族会、ボランティア団体等を対象にした研修会等で住民間の交流を推進します。

### 2. 社会福祉に関する活動への住民参加のための援助

平成29年に社会福祉法が改正され、各自治体は包括的支援体制の整備など「地域共生社会の実現」に向けた取組を進めようとしています。本会においても川崎町との連携を図りながら「地域共生社会の実現」に向けた取組を早急に検討・展開していく必要があります。

このような中で、本会では平成30年度より川崎町生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター業務）を受託し、現在住民の方々と勉強会を重ね、「助け合い・支え合いのまちづくり」の取組を進めていますが、今後さらに川崎町社会福祉協議会が中核となり地域の生活支援の充実をめざします。

また、各種団体、組織との連携強化に努め、社会福祉に関する講座や研修会等の実施など住民一人ひとりが気軽に参加できる環境づくりにも取り組みます。

### 3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及宣伝、連絡調整及び助成

川崎町における地域共生社会の実現に向けて、ボランティアセンターの設置及び機能化が期待されていますが、引き続き行政と協議を進めていくとともに、

地域の福祉団体・ボランティアグループとの連携や情報発信に努めます。

#### 4. 保健医療、教育の社会福祉と関連する事業との連絡

町の保健センターと連携しながら共同募金事業により地域福祉の推進を図ります。また、教育については、小学生への福祉教育冊子等の配布及び福祉教材の提供をすることにより福祉に関する教育の推進を図ります。

さらに、ボランティア団体に協力をいただき、視力の障がいがある方へ「広報かわさき」の音声テープ貸出しを継続して行います。

#### 5. 共同募金事業への協力

この共同募金事業は、住民の善意と助け合いの精神によって支えられ、地域福祉の推進に大きく寄与するだけでなく、災害時のボランティア活動の支援にも役立てられています。

本会においても、喜寿のお祝いをはじめ、米寿のお祝い、障がい児バスハイク、福祉教育読本の配布、福祉・ボランティア団体への助成等の事業を行っていますが、今後さらに多くの方々の参加とご協力をお願いし取組を進めていきます。

- (1) 老人クラブによる一円玉募金を4月から12月まで実施
- (2) 赤い羽根街頭募金及び大口募金を10月から12月まで実施
- (3) 戸別募金（各行政区長に依頼）を10月から12月まで実施
- (4) 民生委員児童委員をはじめ福祉関係団体に協力を依頼する。

#### 6. 川崎町総合福祉センターの運営

川崎町社会福祉協議会としては、川崎町総合福祉センター建替えの要望時に、高齢者、障がい者、子どもに関する一元的な相談窓口の事業推進等を訴えてきており、今般、川崎町総合福祉センターの建設の実現に伴い、保健センター、老人福祉センター、総合福祉センター施設を活用し、高齢者、子ども及び障がい者福祉サービスの機能連携強化に向けて取り組みます。

また、各種福祉団体やボランティア活動に対する会議室の提供や貸館業務により福祉の増進を図ります。

## 7. 心配ごと相談業務

法務局をはじめ、人権相談員、行政相談員、民生・児童委員相談員の連携により、相談者のさまざまな悩みの解決に努めるとともに、相談員の資質向上のため、事例研修を行い相談業務の充実を図ります。

## 8. 老人福祉センターの運営

お風呂の愛称が「小梅ちゃんの湯」に決定した後、平成30年8月に、広く町民に親しまれ多くの方に利用してもらえるよう、具体的な事業のひとつとして「カラオケ発表会」を実施し大変好評でありましたが、今後もPRを強化するとともに具体的な事業を展開していきます。

また、あらゆる世代間の交流のために、前年度実施できなかった折り紙、編み物、ペン字などのイベントやサークル活動等の実施、看板・広報でのPR等の取組を検討し、地域住民から親しみのもてる施設運営に努めます。

## 9. 居宅介護支援事業

利用者が可能な限り住み慣れた地域で、個々の能力に応じ、自分らしく生活を営むことができるよう、自立支援と介護予防の視点を持ったケアマネジメントを法令に即して実施するとともに、他職種との連携を強化し質の高いサービスの提供に努めます。

## 10. 訪問介護事業

住み慣れた地域の中で、利用者のニーズや意向に沿ったサービスを提供することにより、在宅生活が安全・安心でやすらぎの場となるよう、専門性の高いサービス提供に努めます。また、ケアマネージャー及び関係機関等との連携を図りながら、緊急時も敏速・的確な対応に努めます。

## 11. 介護予防・日常生活支援総合事業

総合事業の受け入れに対し、過剰なサービスを行わないよう支援内容を十分に把握するとともに、利用者の能力に応じた自立支援に努めます。

また、関係機関等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化防止に努め、利用者や地域住民から信頼される事業所を目指します。

## 12. 障がい福祉サービス

障がいのある方が、住み慣れた自宅において日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意見及び人格を尊重するとともに、常に利用者の生活ニーズにそった居宅介護サービスを提供するように努め、関係機関と利用者の意向に沿った支援サービスを敏速に行える事業所を目指します。

また、居宅介護事業や重度訪問介護事業、知的・精神障がい・視覚障がいのある方の外出等の移動支援としての同行援護事業を行うとともに、きめ細やかなサービスを提供します。

## 13. 福岡県の生活福祉資金貸付事業

福岡県の生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例（平成2年条例第27条）の規定に基づいて、福岡県社会福祉協議会が低所得者、高齢者、障害者に対し資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立、生活意欲の助長と社会参加の促進を図り、安定した生活をおくるための支援を行っていますが、川崎町社会福祉協議会はその相談窓口として、福岡県社会福祉協議会へ繋ぐ役割を果たしてまいります。

## 14. 障害者(児)相談支援事業

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく相談支援を提供する中、障がい者が住み慣れた地域及びこれから新たに生活していく地域で、自分らしく生活できるよう、利用者の生活全般を把握し、課題の解決や自立のために必要で適切なサービスを利用できるよう計画作成を行うとともに、そのための地域・事業所等との密接な連携を図ります。

また、相談支援専門員としての資質向上に努めるとともに、地域や事業所、行政、関係機関等に働きかけを行います。

## 15. 介護予防支援業務

地域包括支援センター業務の必須事業としてのこの事業は、介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、指定介護予防支援を行うものです。

要支援者等の状況にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行います。

## 16. 地域包括支援センター業務

地域包括支援センターは、地域の高齢者等の心身の健康保持及び生活安定のための必要な援助を行うことを業務とし、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として設置されており、また、地域包括ケアシステムの推進を担う中核機関として、地域住民の多様なニーズに応えることのできる地域に密着した一元化された総合相談拠点を目指すものです。

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービスや関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行います。

## 17. その他この法人の目的達成のための必要な事業

「生活困窮」「社会的孤立や孤独」「心身の障がいや不安」など、既存の制度では対応できない制度の狭間にいる方等への支援は今日的な課題となっています。

平成29年度より開始された福岡県社会福祉法人経営者協議会等が実施主体である「ふくおかライフレスキュー事業」は、現物給付という緊急時のツールを備えた生活困窮者等に対する相談・支援事業であり、複数の社会福祉法人がそれぞれの専門性を活かしながら包括的に支援する取組です。現在、川崎町内の参加法人は本会を含め2法人しかいないため、地域の社会福祉法人への参加の呼びかけを行い、支援情報の共有や事例検討、地域課題の共有を図るため連絡会の設置に向けて取り組めます。